

# 学校いじめ防止 基本方針

2019. 4. 1



青森県立六戸高等学校

## 目 次

1	いじめ防止基本方針策定にあたっての本校の考え	2
	(1) 策定の意義	(2) 学校としての基本的な考え
	(3) 基本方針	
2	いじめとは	3
	(1) いじめの定義	(2) いじめに対する基本的な考え方
	(3) いじめの構造と動機	(4) いじめの一般的態様
3	校内体制について	5
	(1) 日常の指導体制	(2) 緊急時の体制
4	年間計画	7
5	いじめの未然防止について	8
	(1) 日常の取り組み	(2) 担当ごとの職務
	(3) 生徒主体のいじめ防止活動	
6	いじめの早期発見について	10
	(1) 日常の取り組み	(2) 担当ごとの職務
	(3) 日常の観察のポイント	
7	解決に向けた対応について	14
	(1) いじめを発見した際の流れ・対応	(2) 関係機関との連携
	(3) いじめの解消	
8	インターネット等を通じて行われるいじめに対する対応	17
	(1) ネットいじめとは	(2) ネットいじめの特徴
	(3) ネットいじめの予防	(4) ネットいじめの対応
9	重大事態への対応について	19
	(1) 重大事態とは	(2) 重大事態時の報告
	(3) 重大事態時の調査及び協力	(4) 重大事態への対応の流れ
10	評価	20
	(1) 定期的なアンケートの実施	(2) 学校評価の活用
	(3) いじめ対策委員会の活用	
	*青森県立六戸高等学校いじめ防止プログラム	21

# 「学校いじめ防止基本方針」

青森県立六戸高等学校

## 1 いじめ防止基本方針策定にあたっての本校の考え

### (1) 策定の意義

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の1つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。しかしながら、全国的には未だいじめを背景として生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の生徒が意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するために「青森県立六戸高等学校いじめ防止基本方針」を策定した。

### (2) 学校としての基本的な考え

本校は、学校の活性化と同時に、地域と連携し、生徒の社会性と規範意識を高めることを目的とした地域交流を積極的に進める教育活動を行っている。

いじめについては、小規模校の利点を生かして、平素より教師集団が、個々の生徒たちの学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、生徒の微妙な変化に対応している。そして教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進する取り組みが必要である。

### (3) 基本方針

本校における「いじめ防止のための基本方針」を示す。

- 学校・学級内に、絶対にいじめを許さない雰囲気を作る
- 全教職員で共通理解を図り、一致協力して組織的に指導できる指導体制づくりに努める
- 道徳教育等、あらゆる教育活動を通して「規範意識」「思いやりの心」「命を大切にす態度」等の豊かな人間性の育成に努める
- 生徒一人一人との日常のふれ合いを通して、教師と生徒および生徒相互の好ましい人間関係を築くように努める
- 日常の観察や個別面談等教育相談体制の充実を図り、生徒の悩みや不安等の実態把握に努めるとともに、教職員間の情報交換を密にし、生徒の言動等の変化に対して速やかに対応できるように努める
- いじめはどの学校でもどの子どもにも起こりうるものであることを再度確認し、「アンケート調査」等を確実に実施し、いじめの実態把握に努める
- 日ごろから家庭・地域や関係機関等との連携強化を図り、問題行動等の未然防止や早

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義

いじめとは生徒等に対して当該生徒等と一定の人的関係にある者から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然だが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者の支援、そして何より相手の自己変革する姿に人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い、教育課題へと高めることが大切である。

いじめ問題に取り組むにあたっては、いじめ問題はどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な考え方である。

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている
- ⑤いじめはその行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する
- ⑥いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きなかわりを持っている
- ⑧いじめは学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれに役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である

### (3) いじめの構造と動機

#### ①いじめの構造

いじめは大人の見えないところで行われている。無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態、遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲のよい仲間の一

員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態等がある。いじめられている本人からの訴えは少なく、親に迷惑をかけたくない、いじめられる自分はダメな人間だ、訴えても大人は信用できない、訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働くものである。

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭でメール着信があっても出ようとしない、最近パソコンの前に座らなくなっている、などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合には即座に学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

「いじめられる生徒」「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒のとらえ方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

## ②いじめの動機

いじめの動機には以下のものなどが考えられる。

- ・嫉妬心（相手を妬み、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

## （４）いじめの一般的態様

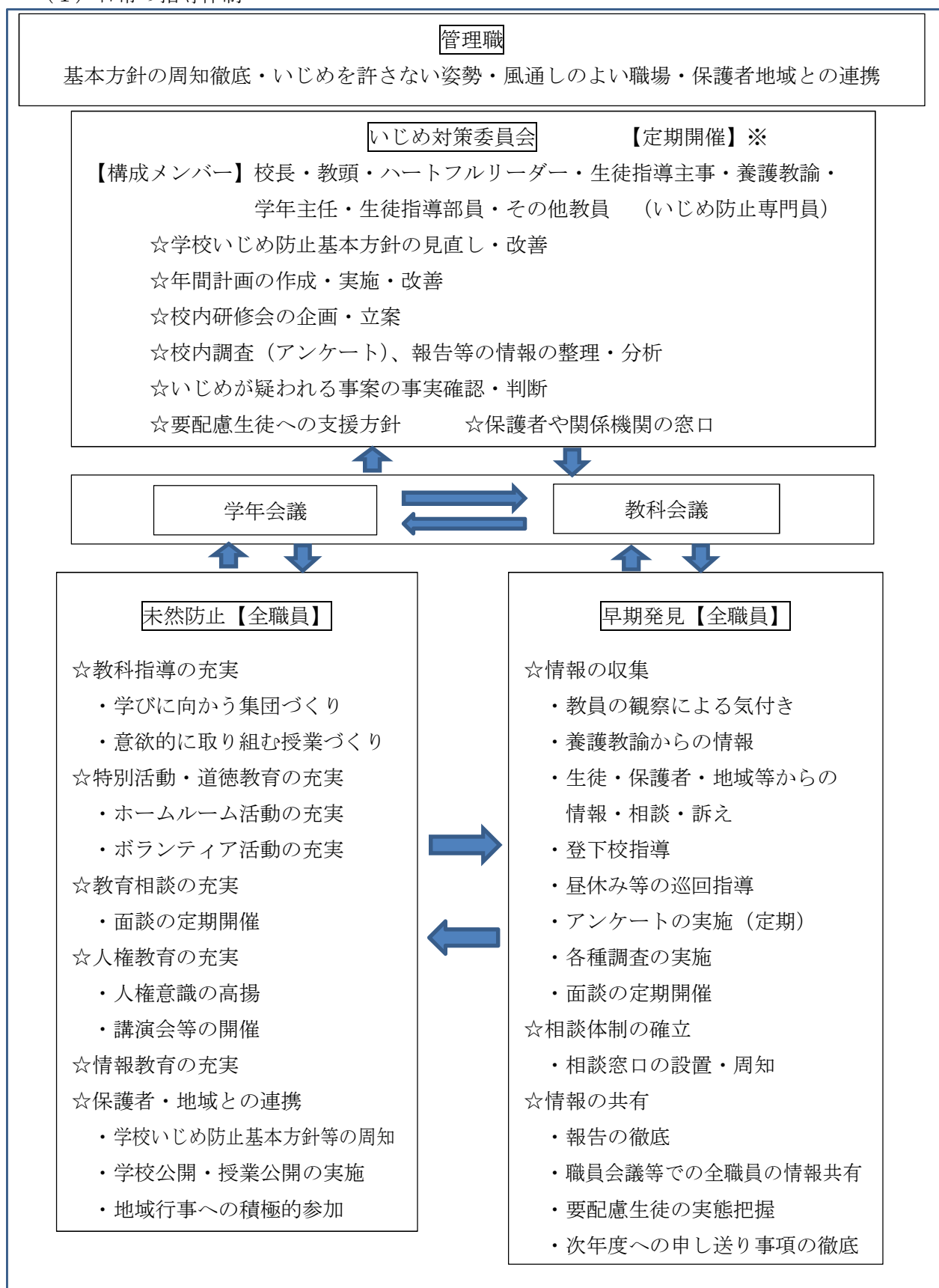
具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ・集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 校内体制について

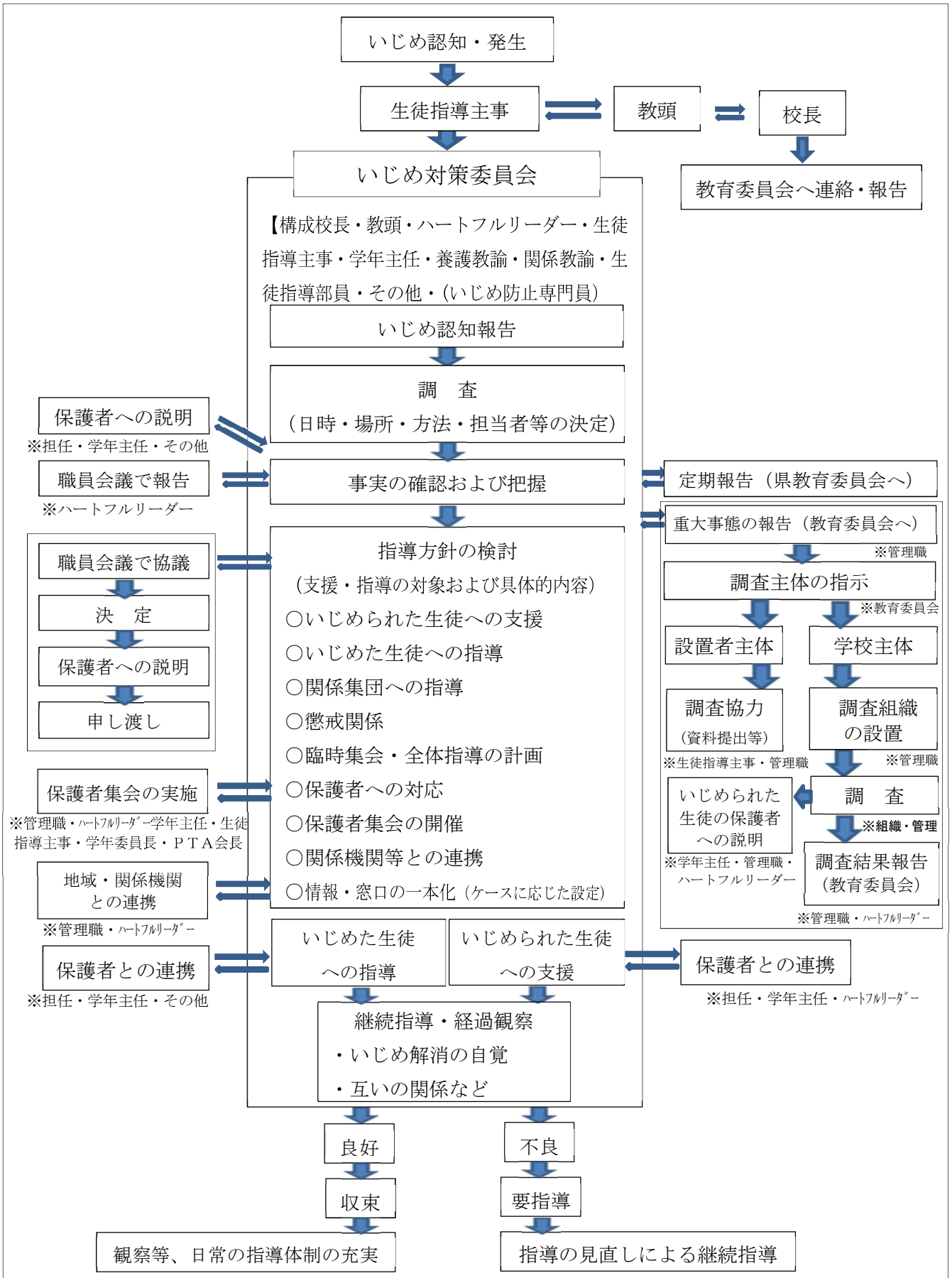
いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職及びハートフルリーダーを含む複数の教職員により構成される日常の指導体制など、校内組織を以下の通りとする。

#### (1) 日常の指導体制



(2) 緊急時の体制

いじめの疑義が生じた場合、いじめを認知した場合の組織的な対応は、以下の通り行う。



#### 4 年間計画

	学校行事	生徒				教職員	
		1年	2年	3年	生徒会等	対策委員会	職員会議等
4月	ケータイ安全教室	社会体験 (清掃活動)	社会体験 (清掃活動)	社会体験 (清掃活動)	・生徒会入会式 ・生徒総会	組織会議	校内研修
5月	遠足 (学年別)	担任との面談	担任との面談 担任以外面談	担任との面談			
6月		学校生活 携帯電話 アンケート	学校生活 携帯電話 アンケート	学校生活 携帯電話 アンケート	体育祭	アンケート 結果の検討	情報交換会 地区新入生 情報交換会
7月	薬物乱用 防止教室	いじめ アンケート	いじめ アンケート	いじめ アンケート		アンケート の集計と 検討	
8月				三者面談		いじめ防止 専門員を 交えた会議	
9月			交流体験 (六戸まつり)				いじめチェ ックリスト
10月					文化祭 ステージ 発表		
11月		担任との面談 担任以外面談	担任との面談	担任との面談			情報交換会
12月	球技大会	いじめ アンケート 〔学校評価 アンケート〕	いじめ アンケート 〔学校評価 アンケート〕	いじめ アンケート 〔学校評価 アンケート〕	球技大会	アンケート 結果の検討	
1月		三者面談	三者面談			いじめ防止 専門員を 交えた会議	
2月					生徒総会		いじめチェ ックリスト
3月		いじめ アンケート	いじめ アンケート			アンケートの 集計と検討	中学校との 情報交換



## 5 いじめの未然防止について

いじめの未然防止に当たっては、教育・学習の場である学校・ホームルーム自体に豊かな人権尊重の意識が醸成され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特性に応じ、総合的に推進する必要がある。

### (1) 日常の取り組み

#### ①教科指導の充実

- ・学びに向かう集団づくりを心がける
- ・意欲的に取り組む授業づくりを目指す

#### ②特別活動・道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動を充実させ、居場所を確保する
- ・ボランティア活動を充実させ、豊かな人間性や社会性を育む

#### ③教育相談の充実

- ・面談を定期的で開催し、生徒の実態を把握する

#### ④人権教育の充実

- ・人権意識を高揚させるための取り組みを積極的に行う
- ・講演会等を開催し、人を大切にする心を育てる

#### ⑤情報教育の充実

- ・情報モラルの教育を充実させる

#### ⑥保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等を周知させる
- ・学校公開・授業公開を実施し、開かれた学校を目指す
- ・地域行事へ積極的参加し、地域や保護者との関係を築く

### (2) 担当ごとの職務

#### **未然防止**

##### 【クラス担任】

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくりを心がける。
- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されないもの」との雰囲気クラス全体に醸成させる。
- ・はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・いじめについて自身の問題として考えさせ、加害者にも被害者にもならないためのHR学習を実施する。
- ・日常的にいじめ問題をHRで話題にするなど、身近な問題として関心を持たせる。
- ・文化祭などの学校行事において、できるだけ多くの他者とコミュニケーションをとる機会を設ける。
- ・面談の定期的実施（5月・11月）

### 【教科担任】

- ・すべての生徒が参加・活躍でき、一人一人を大切にした授業づくりを進める。
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくりを進める。
- ・分かりやすい授業づくりを進めるために、教材研究に充てる時間を工夫し確保する。
- ・自他の存在を認め合うよう、他の生徒と話し合うようなワークを取り入れる。
- ・教員同士の相互の授業公開などで学びあいながら教員自身が日々の実践の中で研鑽する。
- ・各教科におけるモラル教育の充実を目指す。

### 【部活動顧問】

- ・ミーティングなどの話し合いの場面をなるべく多く設定する。
- ・困難やストレスなどに立ち向かい、目標達成を目指すことの重要性を知る場を提供する。

### 【養護教諭】

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で、命の大切さを取り上げる。
- ・ストレスに適切に対処できる力を育むために、外部の各分野の講師を招き、講演を通して様々な価値観を知り、視野を広く持つことによって、日常の学校生活の中で対処する力を育む。

### 【生徒指導担当教員】

- ・いじめの問題について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。
- ・体育祭や文化祭など、極力生徒たち自身で計画し協同して実施する企画を設け、成功体験から自己有用感、自己肯定感を育てる。
- ・いじめによる問題に生徒自らが主体的に参加する取り組みを推進する（生徒会によるいじめ撲滅宣言や相談箱の設置など）。

### 【管理職】

- ・全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成させる。
- ・教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動・ボランティア活動などの推進等に取り組む、自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるように教職員に働きかける。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、教職員研修を行うとともに、日常的に教員間のチームワークをうまく機能させる。
- ・保護者・地域との連携を密にし、学校いじめ防止基本方針の周知や学校公開の実施に取り組む。

### (3) 生徒主体のいじめ防止活動

生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを自主的に考えて行動できるような働きかけが重要である。そのために、すべての生徒がいじめの問題への取り組みについての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹するよ

うにする。

具体的な取り組みは、生徒によって決められるが、体育祭や文化祭の企画・運営、生徒会によるいじめ撲滅宣言や相談箱の設置などが予想される。

## 6 いじめの早期発見について

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり、訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

### (1) 日常の取り組み

#### ①情報の収集

- ・教員の観察による気付き
- ・養護教諭からの情報
- ・生徒・保護者・地域等からの情報・相談・訴え
- ・登下校指導
- ・昼休み等の巡回指導
- ・いじめアンケートの実施（年3回：7月・12月・3月）
- ・学校生活アンケート・ケータイアンケートの実施（6月）
- ・各種調査の実施
- ・面談の定期開催（5月・11月）

#### ②相談体制の確立

- ・相談窓口（心の相談箱）の設置・周知

#### ③情報の共有

- ・報告の徹底
- ・職員会議等において、全職員が情報を共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・次年度への申し送り事項の徹底

### (2) 担当ごとの職務

#### **早期発見**

##### 【クラス担任】

- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・子ども観察シート等を活用し、生徒の状況や指導方法等の共通理解を図る。
- ・休み時間や放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。

- ・個人面談や二者・三者面談等を活用し、保護者懇談を交えながら生徒の学校での様子を保護者に詳細に伝えると同時に、家庭での様子も詳しく聞き取るような教育相談を定期的に行う。

**【教科担任・部活動顧問】**

- ・授業中や活動中の生徒を観察し、生徒の様子から何か気になる変化が見られたら、すぐに教員間で情報交換を行う。

**【養護教諭】**

- ・保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

**【生徒指導担当教員】**

- ・定期的なアンケート調査や学校評価アンケートの自由記述欄を活用し、実態を把握する。また、定期的な教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

**【管理職】**

- ・生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか定期的に点検する。
- ・保護者と連携して生徒を見守るため、些細なことでも生徒の異変に気づいたらすぐに連絡を取り合えるような関係づくりをする

(3) 日常の観察のポイント

■いじめ早期発見のためのチェックリスト■

場 面	いじめられている生徒のサイン
登校時 SHR	わざとらしくはしゃいでいる おどおど、にやにや、にたにたしている いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている 下を向いて視線を合わせようとしない 顔色が悪く、元気がない 早退や一人で下校することが増える 遅刻や欠席が多くなる 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる ときどき涙ぐんでいる 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする 提出物を忘れて、期限に遅れる 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる

授業中	<p>保健室・トイレに行くようになる          教室へいつも遅れて入ってくる          学習意欲が減退し、教材等の忘れ物が目立つ          机周りが散乱している          決められた座席と異なる席に着いている          教科書・ノートに汚れがある          発言すると友達から冷やかされる          班編成の時に孤立しがちである          教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする          突然個人名が出される</p>
休み時間	<p>一人でいることが多い          教職員の近くにいたがる          用のない場所に行っていることが多い          ふざけ合っているが表情がさえない          変なあだ名が聞こえる</p>
昼食時	<p>好きなものを他の生徒にあげる          食事の量が減ったり、食べなかったりする          他の生徒の机から机を少し離している          昼食を教室で食べない          弁当にいたずらをされる</p>
清掃時	<p>一人で離れて清掃している          いつも雑巾がけやごみ捨て当番になっている</p>
放課後	<p>慌てて下校する          用もないのに学校に残っている          一人で部活の準備・片付けをしている          部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す</p>
その他	<p>衣服が汚れたりしている          ボタンがとれたり、ポケットが破けたりしている          手や足に傷がついている          ケガの状況と本人が言う理由が一致しない          必要以上のお金を持ち、友達におごるなどする          トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる          持ち物や机・ロッカーに落書きをされる          持ち物が壊されたり、隠されたり、いたずらされたりする          席替えなどで近くの席になることを嫌がる          理由もなく成績が突然下がる</p>

### いじめている生徒のサイン

多くのストレスを抱えている  
家や学校で悪者扱いされていると思っている  
あからさまに教職員の機嫌をとる  
特定の生徒にのみ、強い仲間意識をもつ  
教職員によって態度を変える  
教職員の指導を素直に受け取れない  
教職員の指導に対して、必要以上の理解を示す  
グループで行動し、他の生徒に指示を出す  
他の生徒に対して威嚇する表情をする  
活発に活動するが、他の生徒にきつい言葉をつかう  
教室等で仲間同士が集まり、ひそひそ話をしている  
ある生徒にだけ、周囲が以上に気を遣っている  
教員が近づくと、不自然に分散したりする  
自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる

### いじめが起こりやすい・起こっている集団のサイン

朝いつも誰かの机が曲がっている  
掲示物が破れていたり落書きがあつたりする  
班にすると机と机の間に隙間がある  
筆記用具等の貸し借りが多い  
何か起こると特定の生徒の名前が出る  
学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる  
自分たちのグループだけでまとまり他を寄せつけない雰囲気がある  
些細なことで冷やかしたりするグループがある  
授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている  
教職員がいないと掃除がきちんとできない  
グループ分けをすると特定の子どもが残る  
特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

### 家庭でのサイン

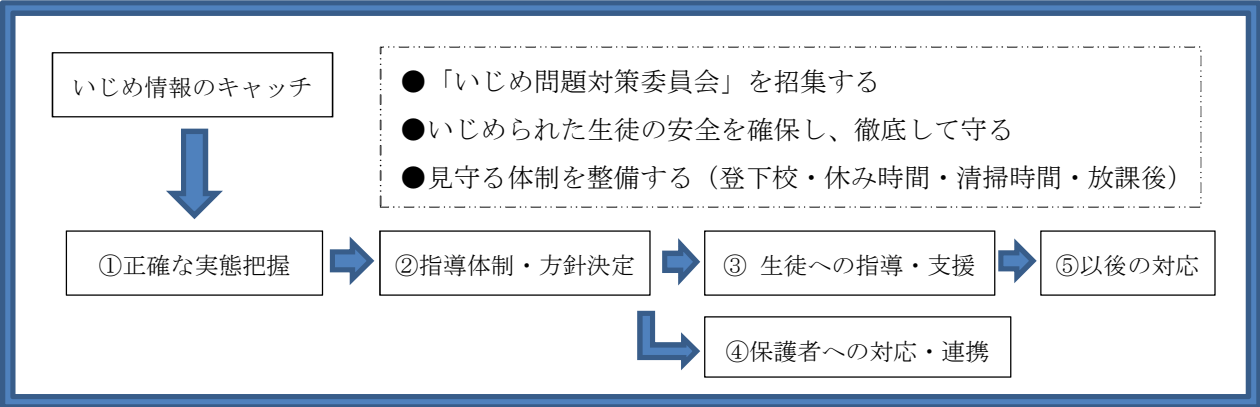
学校や友人のことを話さなくなる  
友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる  
朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする  
電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする  
受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする  
不審な電話やメールがあつたりする  
遊ぶ友だちが急に変わる  
部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする

理由のはっきりしない衣服の汚れがある  
 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある  
 登校時間になると体調不良を訴える  
 食欲不振・不眠を訴える  
 学習時間が減る  
 成績が落ちる  
 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする  
 自転車がよくパンクする  
 家庭の品物、金銭がなくなる  
 大きな額の金銭を欲しがる

7 解決に向けた対応について

(1) いじめを発見した際の流れ・対応

「緊急時の体制」に基づき、速やかに対応する。



①正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの生徒から聞き取りをする。
- ・聞き取りは同時刻かつ個別に行う。
- ・他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所・時間等に慎重な配慮を行う。
- ・事実関係の把握は、原則として複数の教職員で対応する。
- ・いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐにやめさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。
- ・暴力をとまなう場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。
- ・教職員や生徒、保護者、地域住民等からいじめの情報を集める。
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ・得られた情報は確実に記録に残す。
- ・関係教職員と情報を共有し正確に把握する。
- ・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

## ②指導体制・方針決定

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
- ・指導のねらいを明確にする。
- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を考える。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。
- ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・現状を常に把握し、随時指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

## ③生徒への指導・支援

### 【いじめられている生徒への対応】

- ・安全・安心を確保する。
- ・全力で守り抜くことを伝え、心配や不安を取り除く。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員など）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い、心を支える体制をつくる。
- ・「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高める。

### 【いじている生徒への対応】

- ・いじめは人格を傷つけ、生命や身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度や懲戒を加えるなどして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景や要因にも目を向ける。
- ・不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。
- ・いじめは決して許されないという毅然とした態度で、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く、時には継続的に行う。

### 【関係集団への対応】

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめをやめさせることができなかつたとしても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

## ④保護者への対応・連携

### 【共通】

- ・家庭訪問（加害・被害とも）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を取り除く。



- ・事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

【いじめられている生徒の保護者に対して】

- ・相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝える。
- ・じっくりと話を聞き、少しでも安心感を与えられるようにする。
- ・苦痛に対して、本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

【いじている生徒の保護者に対して】

- ・生徒や保護者の心情に配慮して、丁寧に説明する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気づいたことがあれば報告してもらう。

【保護者同士が対立する場合など】

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・教員が間に入って関係調整が必要となる場合や、管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

⑤ ④以後の対応

- ・継続的な観察や指導、支援を行う。
- ・カウンセラー等の活用も含めた心のケアにあたる。
- ・生徒が抱える問題などいじめの背景や要因にも目を向ける。
- ・不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく的確に発散できる力を育む。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされるクラス経営を行う。

(2) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神状態についての治療・指導・助言

### (3) いじめの解消

#### 【いじめが解消されたと判断できる状態】

いじめが「解消している」状態とは「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）」「②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### 【いじめ解消の判断】

いじめ対策委員会が情報収集し、総合的に判断する。但し、解消されたと判断した場合であっても、以下の点に注意する。

#### ①いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、外部機関の協力を得て対応する。

#### ②いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、外部機関に協力を求める。

## 8 インターネット等を通じて行われるいじめに対する対応

### (1) ネットいじめとは

携帯電話やパソコン等を通じて、特定の生徒の悪口や誹謗・中傷を文字や画像等を使ってインターネット上のウェブサイトの掲示板等へ書き込んだり、不特定多数の者やグループの者に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をするなどがネットいじめである。また、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載する等の方法によりいじめを行うものもあり、犯罪行為である。

### (2) ネットいじめの特徴

- ア 不特定多数の者から、絶え間なく行われるため被害が短期間で極めて深刻なものになる
- イ インターネットの持つ匿名性から、安易に行われるため簡単に被害者にも加害者にもなる
- ウ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、加工が容易なことから悪用されやすい
- エ 一度流出した個人情報は回収することが困難であり、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある
- オ 保護者や教師等の身近な大人が実態を把握するのが難しい

### (3) ネットいじめの予防

#### ①生徒への指導

- ア 誹謗・中傷の書き込みを行うことはいじめであり、許されない行為であることを理解させる
- イ 匿名での書き込みであっても個人が特定されること、悪質な場合は犯罪になること、書き込みが原因で重大犯罪につながる場合もあることを理解させる
- ウ インターネットの利用マナーを守ることでリスクを回避できることを理解させる

#### ②情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上

- ア 各教科においてモラル教育を充実させる
- イ 外部の専門家を講師として招き、教員の研修を行う
- ウ ネット社会についての講話を実施する

#### ③保護者への啓発と家庭との連携

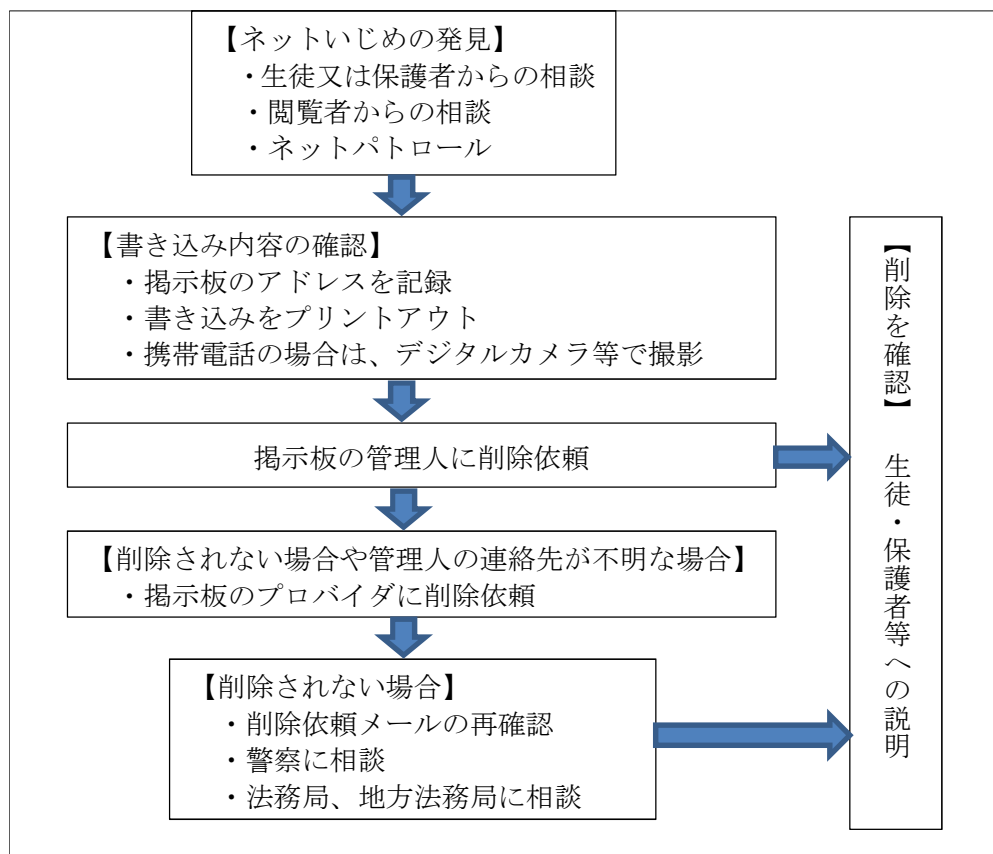
- ア 携帯電話の利用についての家庭におけるルール作りを行う
- イ フィルタリングの設定が予防に有効であることを理解してもらう
- ウ 入学式やPTA等の機会を捉えてネットいじめの実態や家庭での取り組みの重要性について呼びかける

### (4) ネットいじめへの対応

#### ①ネットいじめの把握

- ア 被害者からの訴え
- イ 閲覧者からの訴え
- ウ ネットパトロール

#### ②不当な書き込みへの対応の流れ



## 9 重大事態への対応について

重大事態が生じた場合には、重大事態へ対処するとともに同種の事態の発生を防止するため、速やかに県教育委員会または学校に調査組織を設け、適切な方法により事実関係を明確にする調査を行う。また、調査により把握した事項については、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

### (1) 重大事態とは

- ①生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - ア 生徒が自殺を企図した場合
  - イ 精神性の疾患を発症した場合
  - ウ 身体に重大な障害を負った場合
  - エ 高額の金品を奪い取られた場合
- ②生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
  - ア 年間の欠席が30日程度以上の場合
  - イ 連続した欠席の場合は、状況により判断する

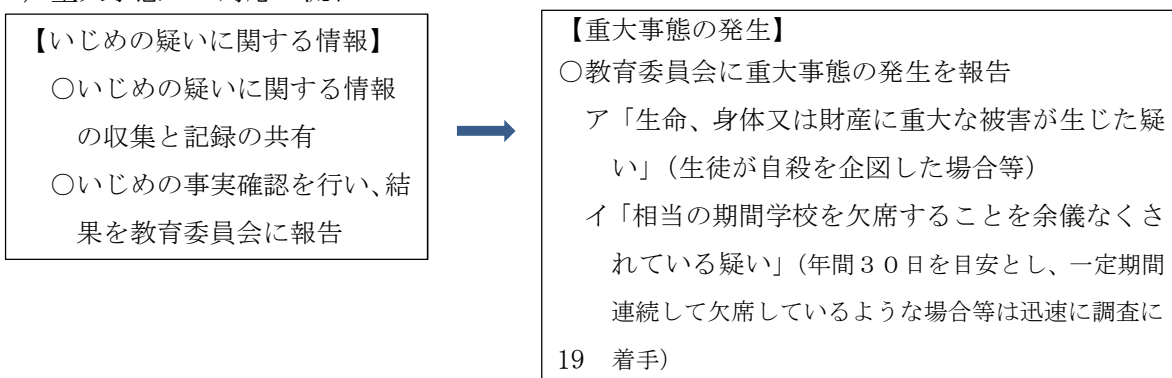
### (2) 重大事態時の報告

学校が重大事態を判断した場合、県教育委員会に報告する。

### (3) 重大事態時の調査および協力

- ①県教育委員会が重大事態の調査の主体を判断し、学校が調査主体となる場合
  - ア 学校に「いじめ問題対策委員会」を母体とした調査組織を設置する
  - イ 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施する
  - ウ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、公平性・中立性を確保するように努める
  - エ いじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を適切に提供する
  - オ いじめを受けた生徒または保護者が希望する場合はいじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える
  - カ 学校は調査結果を県教育委員会に報告する
  - キ 調査結果を踏まえた必要措置をおこなう
- ②県教育委員会が重大事態の主体を判断し、県教育委員会が調査主体となる場合
  - ア 学校は県教育委員会の指示のもと、資料の提出等調査に協力する

### (4) 重大事態への対応の流れ



※生徒や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申し出があったときも同様に扱う

教育委員会が重大事態の調査の主体を判断

### 【学校が調査主体となる場合】

#### ●学校の下に重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

※当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるなどの方法も考える。

#### ●調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

#### ●いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する（適切な方法で経過報告があることが望ましい）。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートの結果は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

#### ●調査結果を教育委員会に報告

※いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ●調査結果を踏まえた必要な措置

### 【教育委員会が調査主体となる場合】

#### ●教育委員会の指示のもと、資料の提出等、調査に協力

## 10 評価

P D C A サイクルをいかしていじめ問題に対する学校の取り組みを評価し、改善を図ることで、いじめの未然防止を目的とする。

### (1) 定期的なアンケートの実施

各学期末にアンケート等を実施し、長期休業中に集計する。集計結果をもとに「いじめ防止対策委員会」で会議し、結果を職員会議で伝達する。

### (2) 学校評価の活用

学校評価に加えるなどの工夫をし、保護者の声を取り入れながらいじめの未然防止を目指す。

### (3) いじめ対策委員会の活用

集計結果等をもとに、いじめ対策委員会において取り組み内容や取り組み方法の見直しを行う。

青森県立六戸高校いじめ防止プログラム

時期	実習内容	場面	対象	主幹
4月	基本方針の確認と共通理解	職員会議	教職員	ハートフルリーダー
	いじめ対策委員会組織会	特別委員会	教職員等	ハートフルリーダー
	本校の取り組み 保護者への説明	PTA総会	保護者	生徒指導部
	本校の取り組み 新入生への連絡	新入生オリエンテーション	生徒	生徒指導部
	本校の取り組み 在校生への説明	全校集会	生徒	生徒指導部
	学級開き(人間関係作り)	学級活動	生徒	学年
	朝の声かけ運動	登校時・生徒玄関	生徒	生徒指導部
5月	担任との面談	放課後	生徒	学年
	希望教員との面談	放課後	生徒	教育相談委員会
	遠足	学校行事	生徒	学年
	アセス	学級活動	生徒	教育相談委員会
	朝の声かけ運動(PTA)	登校時・生徒玄関	生徒	生徒指導部
6月	学校生活・ケータイアンケート	学級活動	生徒	生徒指導部
	学年別・情報交換会	放課後	教員	教務
	学校評議委員会	特別委員会	地域住民等	管理職
	体育祭	学校行事	生徒	生徒指導部
	朝の声かけ運動	登校時・生徒玄関	生徒	生徒指導部
7月	いじめアンケート	学級活動	生徒	ハートフルリーダー
	校内公開授業週間	授業時間	教職員	教務
	3学年三者面談	学級活動	生徒・保護者	学年
	朝の声かけ運動	登校時・校門前等	生徒	渉外部
8月	いじめ対策委員会(外部含む)	特別委員会	教職員等	ハートフルリーダー
	朝の声かけ運動	登校時・生徒玄関	生徒	生徒指導部
9月	六戸秋祭り 流し踊り	町内	生徒	学年
	朝の声かけ運動	登校時・生徒玄関	生徒	生徒指導部
10月	アセス	学級活動	生徒	教育相談
	ステージ発表 外部公開	学校行事	地域住民等	生徒指導部
	文化祭 外部公開	学校行事	地域住民等	生徒指導部
	朝の声かけ運動(PTA)	登校時・生徒玄関	生徒	生徒指導部
11月	担任との面談	放課後	生徒	学年
	希望教員との面談	放課後	生徒	教育相談
	学年別・情報交換会	放課後	教員	教務
	外部向け授業公開週間	授業時間	保護者等	教務
	朝の声かけ運動	登校時・校門前等	生徒	渉外部
12月	いじめアンケート	学級活動	生徒	ハートフルリーダー
	Q-U	学級活動	生徒	学年(2・3学年)
	朝の声かけ運動	登校時・生徒玄関	生徒	生徒指導部
	学校評価(PTA)		保護者	教務
1月	いじめ対策委員会(外部含む)	特別委員会	教職員等	ハートフルリーダー
	朝の声かけ運動	登校時・生徒玄関	生徒	生徒指導部
2月	学年別・情報交換会	放課後	教員	教務
	学校評議委員会	特別委員会	地域住民等	管理職
	1学年・2学年三者面談	放課後	生徒・保護者	学年
	朝の声かけ運動	登校時・生徒玄関	生徒	生徒指導部
3月	いじめアンケート	学級活動	生徒	ハートフルリーダー
	本校の取り組み 新入生保護者への説明	合格者説明会	保護者	生徒指導部
	朝の声かけ運動	登校時・生徒玄関	生徒	生徒指導部
	年度総括・課題検討会議	特別委員会	教職員	ハートフルリーダー